



入院中の費用について

◇各医療保険法に定める基準のご負担となります。

◇入院中の諸費用は、翌月 16 日～月末までに本館 1 階会計窓口にてお支払い下さい。

- ・毎月 16 日以降に請求書を発送（郵送）致します。

※お急ぎの方は、お電話で入院費、立替金（医療外代行業務にかかる費用）のお問い合わせをしてお支払いいただいてもかまいませんが、上記のとおり請求書の発送は致します。

◇退院の際は退院日に本館 1 階の会計窓口で入院費等をお支払い下さい。

※入院申込書の請求書送付先にチェックされている方へ退院日前日までに入院費等の概算金額について担当者より連絡をさせていただきます。

※急な退院の方や土日祝日・時間外に退院される方については、退院日に入院費等の清算手続きが出来ないため、近日中もしくは翌週に窓口でお支払いの方をお願いします。

限度額適用認定証を提示した場合の入院費について



70 歳未満の方の区分（月額）

| 所得区分 | 自己負担限度額 | 多数該当 |
|------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| ①区分ア (年間所得 901 万円を超える世帯) | 252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% | 140,100 円 |
| ②区分イ (年間所得 600 万円超～901 万円以下の世帯) | 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% | 93,000 円 |
| ③区分ウ (年間所得 210 万円超～600 万円以下の世帯) | 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% | 44,400 円 |
| ④区分エ (年間所得 210 万円以下の世帯) | 57,600 円 | 44,400 円 |
| ⑤区分オ（低所得者） (被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400 円 | 24,600 円 |

注) 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

70 歳以上の方の区分（月額）

| 被保険者の所得区分 | | 入院自己負担限度額(世帯) |
|--|----------------------------|--|
| ①現役並み 所得者 (負担割合が 3 割の方) | 現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上の方) | 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% [多数該当：140,100 円] |
| | 現役並みⅡ (課税所得 380 万円以上の方) | 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% [多数該当 93,000 円] |
| | 現役並みⅠ (課税所得 145 万円以上の方) | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% [多数該当：44,400 円] |
| ②一般所得者(負担割合が 1 割・2 割の方) (①および③以外の方) | | 57,600 円 [多数該当：44,400 円] |
| ③低所得者 | Ⅱ (※1) | 24,600 円 |
| | Ⅰ (※2) | 15,000 円 |

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

入院時の食事代（入院時食事療養費の標準負担額）

| | 標準負担額（1食） | |
|----------------------|-------------|------|
| 現役並み 一般 | 510円 | |
| | 300円(難病患者様) | |
| 非課税(区分才) 低所得Ⅱ(※1) | 90日目 まで | 240円 |
| | 90日目 以降 | 190円 |
| 低所得Ⅰ(※1) | 110円 | |

※1 加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療【長寿医療制度】は居住地の市町村）の発行する「減額認定証」をご提出ください。

※90日目以降の減額をされる方は手続きが必要となります。

※平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた一般所得区分の患者様については260円となります。

・ご自身の都合による欠食（外出・外泊等）は3日前までに病棟職員にお知らせ下さい。

◇食費・居住費の標準負担額について(※東2病棟のみ対象)

| | 1食の食費 | 1日居住費 |
|-----------|-------|-------|
| 現役並み・一般 | 510円 | 370円 |
| 低所得者Ⅱ | 240円 | |
| 低所得者Ⅰ | 140円 | |
| 老齢福祉年金受給者 | 110円 | 0円 |

※入院医療の必要の高い状態が継続する方は、食費として上記の入院時食事代と同額を負担します。居住費は、370円(難病患者は0円)になります。

健康保険対象外の費用について

次のものについては保険診療の対象にはなりませんので、ご利用状況に応じた実費でのご請求・お支払いとなります。

- ①文書料(診断書・証明書等)
- ②テレビ使用料(1日 100円)
- ③散髪代(トヨミ理容所による出張理容)

| | | | |
|-----------|--------|----------|-------|
| 調髪(マユ剃) | 1,300円 | 丸刈り(マユ剃) | 800円 |
| カット(マユ剃) | 1,300円 | 丸刈り | 700円 |
| 襟足揃え(マユ剃) | 800円 | マユ剃・前髪揃え | 各300円 |



- ④ポリデント使用料(1ヶ月 100円)
- ⑤オムツ代、失禁パッド代等 ※(株)カクイックスへ外部委託

| プラン | 日額 | 月額(30日) |
|---|------|---------|
| <u>A.標準プラン</u> テープ止め1枚程度+夜用パッド2枚以上 昼リハビリパンツ夜テープ止め併用して使用の方 | 620円 | 18,600円 |
| <u>B.ライトプラン</u> テープ止め1枚程度+昼用パッド1枚程度+夜用パッド1枚 | 510円 | 15,300円 |
| <u>C.少量プラン</u> テープ止め1枚程度+夜用パッド類 | 380円 | 11,400円 |
| <u>D.リハビリプラン</u> テープ止め1枚程度+昼用パッド1~2枚程度 リハビリパンツご利用の方 | 210円 | 6,300円 |

- ⑥衣類等リース料 ※最大30日分で計算させていただきます。

| 品名 | 日額料金 | 備考 |
|--|------|------------------|
| タオル類セット (タオル、バスタオル、おしぼり、日用品) ※日用品は、ティッシュ、歯ブラシ(スポンジブラシ)、歯磨き粉、シャンプー、リンス、ボディソープ、ボディタオル、ポリデント、義歯ケース、ちり箱、プラスチック製コップ、箸、スプーン、爪切り等になります。 | 120円 | 洗濯代込み |
| 洋服セット (洋服 or 病衣、肌着、ロンパース、下着、靴下) | 200円 | // |
| 病衣 | 100円 | // |
| 防寒着 | 30円 | // |
| 靴下 | 10円 | // |
| 食事用エプロン | 30円 | Disposable(使い捨て) |
| 私物下着・洋服洗濯代 | 220円 | 業者依頼(友愛の里) |



⑦特別療養環境室料（利用希望者のみに別途、同意書がございます。）

| 本 6 病棟（本館 2 階、心療棟） | | | | | 本 7 病棟（本館 3 階） | | | | |
|--------------------|--------|-----|---------|--------|----------------------------|---------|-----|---------|--------|
| 部屋番号 | 面積 | 人数 | 料金(1 日) | 設備 | 部屋番号 | 面積 | 人数 | 料金(1 日) | 設備 |
| 213 号室 | 14.8 ㎡ | 2 人 | 2,000 円 | バス/トイレ | 313 号室 | 14.98 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | バス/トイレ |
| 215 号室 | 13.6 ㎡ | 1 人 | 2,000 円 | バス/トイレ | 315 号室 | 14.56 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | バス/トイレ |
| 216 号室 | 16.1 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | トイレ | 316 号室 | 14.56 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | バス/トイレ |
| 217 号室 | 15.0 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | トイレ | 317 号室 | 14.98 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | バス/トイレ |
| 218 号室 | 16.1 ㎡ | 1 人 | 1,000 円 | トイレ | ※全てのお部屋に洗面・収納・机・椅子が付いています。 | | | | |

医療外代行業務にかかる費用（立替金）制度について

- 当院に入院の患者様で病状等から金銭の自己管理が困難な方に代わって、病院が入院生活に必要な金銭の取扱い及び日用品等の購入の立替え払い業務をおこないます。その使用に応じた実費をご請求申し上げる制度です。

【医療外代行業務にかかる主な費用】

- 売店などでの日用品購入の商品代(※代行業務を依頼される場合は、担当ケースワーカーと利用計画を立てていただきます。)
- 衣類リースや洗濯代（※別紙「衣類等リース料」をご覧ください）
- 通信にかかる費用（病棟の公衆電話を利用する際の電話代、切手代など）
- ※その他、病棟内共有品等の使用に応じて料金をご請求申し上げます。

- 管理手数料として月額 2,000 円（日額 67 円）をいただきます。
 ※別紙「入院患者日用品購入業務等医療外代行業務についての約定書」にご同意いただけましたら提出をお願い致します。
 ※月の途中での管理は、日割り計算になります。
 ※管理手数料（2,000 円）内には、院内にございます洗濯機の使用料も含まれています。
 ※金銭を自己管理される（約定書を記入されない）患者様をご自身で病院の洗濯機を使用されます場合は、管理手数料は頂戴しませんが洗濯機使用料として月額 800 円が発生します。
 ※入院生活に必要な金銭の取扱い及び売店での日用品等の購入の立替え払い業務につきましては、原則退院日前日までの取り扱いとさせていただきます。
- ◆医療外代行業務にかかる費用（立替金）のお支払いが期限までに無い方につきまして、入院生活に必要な金銭の取扱い及び売店での日用品等の購入の立替え払い業務を一時お断りさせていただきます。お支払いにつきましてご相談は随時行っておりますが、お支払いが遅れそうな場合には必ず病院にご相談いただきますようお願い致します。

文 書 料



文書料は 1 通につき下記の通りと定め、2 通目より半額とする。

| | | | |
|----|-----------------|---------------|----------|
| 1 | 普通診断書 | | 2,200 円 |
| 2 | 普通証明書 | | 2,200 円 |
| 3 | 健康診断書 | | 3,300 円 |
| 4 | 身体検査書 | | 2,200 円 |
| 5 | 各種免許許可用診断書 | 簡単 | 3,300 円 |
| | | 都道府県公安委員会提出用 | 11,000 円 |
| 6 | 交通事故用診断書・治療費明細書 | | 3,300 円 |
| 7 | 休・復職用診断書 | 病状経過連絡書 | 3,300 円 |
| | | 試し出勤に関する診断書 | 8,250 円 |
| 8 | 死亡診断書 | | 3,300 円 |
| 9 | 死体（胎）検案書 | 簡単 | 3,300 円 |
| | | 複雑 | 6,600 円 |
| 10 | 生命保険関係死亡診断書 | | 3,300 円 |
| 11 | 生命保険関係等証明書 | | 3,300 円 |
| 12 | 司法関係診断書 | 簡単 | 8,250 円 |
| | | 成年後見用 | 11,000 円 |
| 13 | 各種年金関係診断書 | | 5,500 円 |
| 14 | 身体障がい者用診断書 | 特別障がい者手当認定診断書 | 4,400 円 |
| | | 2 枚にわたる（表裏）もの | 5,500 円 |
| 15 | 傷害保険用診断書 | | 4,400 円 |
| 16 | 自立支援医療申請 | | 3,300 円 |
| | | 手帳有 | 5,500 円 |
| 17 | 特定疾患申請書 | | 5,500 円 |

※コピーに印鑑を押したものは 550 円とする。

※保険会社の医師への面談料は 5,500 円とする。